# 自　動　車　売　買　契　約　書

筑後市（以下「売主」という。）を売主とし、　　（以下「買主」という。）を買主とし、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件及び売買代金）

第２条　売主は、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を金　　円をもって買主に売り渡し、買主はこれを買い受ける。

(1)　物 件 名

(2)　車　　名

(3)　車台番号

(4)　排 気 量

(5)　数　　量

（契約保証金）

第３条　買主が納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

２　前項の契約保証金は、第 10 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

３　第１項の契約保証金には、利息は課さないものとする。

４　売主は、買主が第４条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

５　買主が第４条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は、売主に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第４条　買主は、第２条に定める代金を、平成　　年　　月　　日までに、売主が指定する金融機関で売主の交付した納付書または売主が指定する金融機関口座へ振込み納入するものとする。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、買主が売買代金を完納したときに売主から買主に移転するものとする。

２　売主は、前項により売買物件の所有権が移転した後、買主の請求に基づき、売主が準備するべき移転登録等に要する書類を作成し買主に渡すものとする。ただし、特殊車両等で売主が登録等を制限する場合はこの限りではない。

３　買主は、遅延なく移転登録手続きを行わなければならない。これに要する経費は、買主の負担とする。ただし、特殊車両等で売主が登録等を制限する場合はこの限りではない。

（売買物件の引き渡し）

第６条　売主は、売買物件の所有権が移転した後、当該物件を売主の指定する場所及び期日において現状のまま買主に引き渡し、買主は当該物件の受領書を売主に提出するものとする。

２　買主は、売買物件の引き受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、売主の指示に従うとともに、これにかかる保険加入、輸送手配、輸送手段等の手続きについては、買主の責任において行わなければならない。これに要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第７条　買主は、この契約締結後のときから売買物件を引き渡すまでの間において、当該物件が売主の責めに帰すことができない事由により滅失又は毀損した場合においても売買代金の減免又は契約の解除を請求することができないものとする。

（瑕疵担保）

第８条　買主は、この契約締結後に、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができないものとする。

（契約の解除）

第９条　売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 10 条　買主は、この契約に定める義務を履行しないため売主に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売主に支払わなければならない。

（契約の費用）

第 11 条　この契約に要する費用は買主の負担とする。

（疑義の解決方法）

第 12 条　この契約に関して疑義のあるときは､売主買主協議のうえ､解決するものとする。

この契約の成立を証するため、契約書２通を作成し、売主買主押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（売主）　住　所

氏　名　　㊞

（買主）　住　所

氏　名　　㊞